

### 第3版はしがき

2006年の初版刊行以来10年が経過し、新版刊行の2010年から数えても、アメリカ政治には多くの変化が起きている。第3版では、それを少しでも反映させるべく努力した。

2006年からこんにちまでのアメリカ政治の展開は激動そのものであった。

2004年11月の大統領選挙の結果、ジョージ・W.ブッシュは再選され、共和党は上下両院で多数党の座を維持した。共和党は長期的に多数党の座を維持するという観測が、少なからぬ数の専門家から出されていた。ところが、イラク占領統治の躓き等のため、2006年中間選挙で共和党は議会両院で少数党に転落した。さらに2008年9月に未曾有の規模の金融危機がアメリカで勃発し、同年11月の大統領選挙では民主党政権が復活した。初の黒人大統領バラク・オバマが当選し、民主党は上下両院で多数党の座を維持した。

しかし、民主党のもとの統一政府は2年しかもたなかった。2010年秋の中間選挙で共和党は下院で多数党に復帰した。民主党は2012年の大統領選挙でホワイトハウスを維持したものの、14年11月の中間選挙で敗北し、両院で少数党となった。

2016年の大統領選挙では、民主党内で最有力とみなされていたヒラリー・クリントン前国務長官がバーニー・サンダース上院議員相手に思わぬ苦戦を強いられ、共和党では政治経歴も軍歴もない経営者ドナルド・トランプが公認候補に指名され、本選挙でも勝利を収めた。共和党は10年ぶりに、ホワイトハウスと議会

上下両院を支配することになった。

2016年の大統領選挙では、二大政党の候補者2人ともが環太平洋パートナーシップ（TPP）反対を唱えるなど保護貿易主義的立場をとり、さらに共和党公認候補が第二次世界大戦後初めて、孤立主義的な傾向の強い態度を示した。これは、今後のアメリカ政治の方向性を示唆するものであろうか。

第3版では、おおよそオバマ政権末期までを視野に入れて改訂を施した。もとよりトランプ政権の行方について予測することはできないが、本書の大統領、議会、政党などに関する章を読んでもいただければ、大統領としてどの程度のことができるのかについて、おおよその感覚はつかめるはずである。また選挙・政党についての章では、政治経験のない人物がどのような仕組みで党の大統領公認候補に指名されうるかについても、基本的な説明はなされているはずである。

なお、2014年に、新版まで共著者であった砂田一郎教授が逝去された。本書にとっても、また日本のアメリカ政治研究にとっても、まことに痛恨の極みである。心よりご冥福をお祈りしたい。そのため、新版まで砂田が担当していた第6章は久保、第10章は森脇、第11章は松岡が主として担当して、最近の経緯について加筆・修正を施した。

第3版がこれまで同様、アメリカ政治の基本的枠組みと同時に最新の情勢まで理解することに資するのであれば、筆者一同望外の喜びである。

2017年1月

執筆者を代表して

久保文明

本書は現代アメリカ政治についての教科書であり概説書である。しかし、それなりの独自性も出すように努めた。

これまでのアメリカ政治の概説書には制度を重視したものから、政治的・社会的争点を軸にしたものまで、さまざまなものが存在する。そのなかにあって、本書は以下のような特徴をもつ。

アメリカという国の成り立ちそのもの、そして歴史的展開について解説した。

超大国アメリカという側面、そしてグローバリゼーションとの関係についてふれた。

大統領制・連邦制といった基本的制度の解説を行いつつ、同時に、思想、イデオロギー、文化、宗教、そしてマイノリティといった側面にも十分紙数を割いた。

外交だけでなく軍事・安全保障にも十分言及したほか、日米関係についてもふれた。

全体として、日本人が日本人の立場でアメリカ政治を学ぶさいに、まずどのような側面を理解することが重要であるかという点を重視して構成した。

日本人がアメリカ政治を学ぶさいに陥りやすい傾向は、日本政治の類推で理解しようとすることであろう。たとえば私たちは、政治の中心は行政部であり、ホワイトハウスであり、また与党の派閥の指導者であると決めつけがちである。このような傾向は首都ワシントンで日夜アメリカ政治の動向を追っている日本人ジャーナリストにすらみられるような気がする。しかし、アメリカに

においては、大統領の立法上の権限は大きな制約を受けているうえに、議会がきわめて大きな役割を担っており、また権力は指導部に集中せず、多くの議員および議員集団に分散している。

司法部が果たす役割の大きさ、人種問題の深刻さ、あるいは宗教的争点の重要性なども、おそらく日本人の通常の常識感覚を超えるものであろう。社会運動や利益団体がもつ影響力の大きさもその例であらうし、反政府的な政治的伝統と文化も、ただちには理解しがたいかもしれない。

本書では、こうした点についても、コラム、キーワード、ゼミナールなども用いながら、可能なかぎり分かりやすく解説することを心がけた。

アメリカ政治を学ぶさいのもう一つの障壁は、情報が氾濫しているために、多くの読者は、「もう十分知っている」と思い込んでいることにある。ことアメリカに関するかぎり、政治も含めて、日本人は一億総評論家になる傾向すら存在する。親米派も存在するが、多数の反米派あるいは「嫌米」派も存在するように思われる。少なくとも、白紙の状態でアメリカを学ぼうとする人が少ないことは確かであらう。しかし問題は、「知っている」という思い込みや決め付けと裏腹に、じつはアメリカ政治のきわめて基本的な事実や特徴すら知らずに、あるいは誤解して議論している人が非常に多いことである。アメリカの歴史的経緯もふまえ、その特徴を把握したうえで、批判的であらうとなかろうと、深い理解に立脚したアメリカ像をもつことは必ずしも容易でないように思われる。

アメリカ政治と題する講義は、日本では必ずしも多数開講されているわけではないようである。そもそも政治学は法学部の片隅

に身を寄せている場合が多いし、ヨーロッパ政治が教えられていても、アメリカ政治が教えられているとは限らない。また教えられる場合でも、政治史・外交史の授業の場合が多く、現代のアメリカ政治が正面から教えられる大学・学部は少ない。

このような学問の世界の現状はさておいて、現実世界においてアメリカは日本にとって、政治・経済・文化などきわめて多くの領域や次元において、依然としてとてつもなく重要な存在である。いうまでもなく、日本はかつて、アメリカという国の本質を見誤り、開戦に踏み切った苦い過去をもつが、現在は同盟関係にある。本書をきっかけとして、たんに学問の対象としてだけでなく、日本のあり方、あるいは日本の今後を考えるさいの重要な存在としてのアメリカについても、一定の関心をもっていただければ著者一同大きな喜びとするところである。

本書の完成にあたっては、当初より一貫して編集部の池 一氏のお世話になった。池氏の熱意なしでは本書は生まれえなかったであろう。末筆ながら、心より感謝の意を表したい。

2006年9月

著者一同

## 著者紹介（五十音順）

久保 文明（くほ ふみあき） [第 1, 2, 5, 13 章]

東京大学法学部卒業，法学博士（東京大学）

現 職 東京大学大学院法学政治学研究科教授

主 著 『現代アメリカ政治と公共利益——環境保護をめぐる政治過程』東京大学出版会，1997 年，『G. W. プッシュ政権とアメリカの保守勢力——共和党の分析』（編著）日本国際問題研究所，2003 年。

砂田 一郎（すなだ いちろう） [第 6, 10, 11 章]

カリフォルニア大学バークレー校政治学大学院修了，MA

元学習院大学法学部教授（2014 年逝去）

主 著 『オバマは何を変えたか』岩波新書，2009 年，『現代アメリカのリベラリズム』有斐閣，2006 年，『新版 現代アメリカ政治——20 世紀後半の政治社会変動』芦書房，1999 年。

松岡 泰（まつおか やすし） [第 8, 9, 12 章]

成蹊大学大学院法学研究科博士課程単位取得，法学博士（成蹊大学）

現 職 熊本県立大学総合管理学部教授

主 著 『アメリカ政治とマイノリティ——公共権運動以降の黒人問題の変容』ミネルヴァ書房，2006 年，『マイノリティが変えるアメリカ政治——多民族社会の現状と将来』（編著）NTT 出版，2012 年。

森脇 俊雅（もりわき としまさ） [第 3, 4, 7 章]

関西学院大学大学院法学研究科博士課程単位取得，法学博士（関西学院大学）

現 職 関西学院大学名誉教授

主 著 『小選挙区制と区割り——制度と実態の国際比較』芦書房，1998 年，『アメリカ女性議員の誕生——下院議員スローターさんの選挙と議員活動』ミネルヴァ書房，2001 年。

●**本書の特徴** 現代のアメリカ政治について、広い視野、さまざまな角度から明らかにします。日本人が日本人の立場でアメリカ政治を学ぶ際に重要な事項や側面を重視して、構成しました。

●**本書の構成** 本編は、4部構成です。第I部では、アメリカという国の歴史的展開、現在の超大国という側面、グローバル化との関係など、アメリカの政治を成り立たせている特徴を大づかみにします。第II部は、選挙、政党と利益団体、政策決定システムなど、政治を動かすダイナミズムを浮き彫りにします。第III部は、大統領制、議会、司法、地方自治と連邦制という統治の構造を解明します。第IV部は、思想・イデオロギー、文化・宗教、マイノリティ問題、軍事・安全保障と多様な側面から、政治上の争点と政策課題について迫りました。

また、本編を補完するコラム、キーワード解説、学習・研究の手がかりを提供する読書案内、ゼミナール、索引など、さまざまなツールを駆使して便を図りました。

●**イントロダクション** 各章の冒頭頁には、本文に導くリード文と図版を置き、章で扱うテーマの位置づけ、問題意識を示し、見取り図、イントロダクションとしました。

●**コラム (Column)** アメリカ政治にまつわるトピックスを、章末に囲み記事として提供しました。

●**キーワード** 本文に関連する事実的な基礎知識の解説を、脚注のかたちで、該当箇所下段に入れました。

●**サマリー** 各章ごとに、章末に要約を掲載しました。

●**ゼミナール** 学習・研究のポイントを、課題提起のかたちで示しています。

●**読書案内** さらに学習・研究する人のために、簡単な解説付きで参考文献を載せています。

●**参考文献一覽** 著者が本書を執筆するにあたって参照した文献を、巻末にまとめて掲載しました。

●**索引** 検索の便を図るために、基本用語・事項と人名につき巻末に詳細な索引をつけ、人名には原綴を入れました。

●●● 第I部 マクロの特徴 ●●●

第1章 アメリカの国家と国民 3

建国・憲法・入植

1 建国と憲法制定……………4

1776年7月4日 4 憲法制定過程 5 「人民の同意」と「民主主義の過剰」の間 6

2 アメリカ合衆国憲法の基本原理 ……………7

連邦制と「明示された権限」 7 権力の分立 8  
憲法修正条項について：権利の章典 10

3 民主主義の民主化 ……………11

入植と新社会の建設 11 ジャクソニアン・デモクラシー 12  
連邦官僚制の弱体 14

4 入植と移民 ……………15

出身国の劇的な変化 15 普通選挙と移民社会 17  
なぜアメリカには社会主義がないのか 18

第2章 超大国アメリカとグローバリゼーション 23

1 経済大国……………24

歴史的経緯 24 今日の経済と政治 26 アメリカ



2 通商大国	31
歴史的経緯	31
通商大国の政治的特徴	33
通商大国の実際	35
3 軍事大国	36
軍事大国を支えるもの	36
軍をめぐる政治的争点	38
4 文化大国	40
アメリカの輸出品としての文化	40
国内対立を反映して	41

●●● 第Ⅱ部 アメリカ民主主義のダイナミズム ●●●

第3章 選挙 49

1 アメリカの選挙の特徴	50
選挙職の多さ	50
小選挙区制	50
低投票率	51
分権的制度	51
選挙権	52
有権者登録制	53
2 大統領選挙	54
大統領選挙の仕組み	54
大統領選挙の傾向	54
選挙戦	55
テレビ・キャンペーン	57
インターネット選挙運動	58
2000・2004年大統領選挙	59
2つのアメリカ	60
2008・2012年大統領選挙	62
2016年大統領選挙	64

3	議会選挙	66
	議会選挙の特徴	66
	議会選挙の傾向	67
4	投票行動	68
	政党帰属意識	68
	支持なし層の増大	69
	パーソナル・ボート	69

---

## 第4章 政党と利益団体 75

---

1	二大政党の展開	76
	アメリカ政党の起源	76
	ニューディール連合	77
	南部戦略と保守主義革命	78
	第三政党の限界	79
2	政党組織	81
	アメリカの政党の特徴	81
	マシーン政治	82
	ボランティアの参加	82
3	支持なし層の増加	83
	支持政党なし層	83
	アメリカ政党の将来	84
	トランプ現象	85
4	利益集団活動	85
	利益集団活動の活発化	85
	利益集団の種類	86
	ロビイスト活動	87
5	政治活動委員会 (PAC)	88
	カネのかかる選挙と政治資金規制	88
	PACの増加とスーパー PAC	89

---

## 第5章 政策形成過程 95

---

1	社会運動・政治運動と政治変動	96
---	----------------	----

運動が政治を変える	96	ニュー・ポリティクスの	
運動と保守の運動	97		
<b>2 政策過程を動かすもの——利益と政策案</b>	<b>99</b>		
利益集団の政策過程	99	イデオロギー	100
政策形成過程の類型論	102	正義の観念	104
<b>3 官僚制とシンクタンク</b>	<b>105</b>		
政策専門家とシンクタンク	105	官僚制の特質	
	106		
<b>4 メディアの特徴と役割</b>	<b>108</b>		
アメリカ・メディアの特徴	108	メディア戦略	
	110	政治をめぐる情報環境の変化	111

## ●●● 第 III 部 統治構造 ●●●

### 第 6 章 大統領制

119

<b>1 権力分立制の中の大統領制</b>	<b>120</b>		
権力分立制の論理	120	憲法上の大統領権限	120
国家元首としての象徴的役割	121	19 世紀の弱い	
大統領と強い議会	122		
<b>2 現代大統領制の出現</b>	<b>124</b>		
F. D. ローズヴェルトによる改革	124	国民の期待	
	125	組織としての大統領制の発展	126
トハウス・オフィス	127	大統領の決定スタイル	
	128	大統領行政府	129

- 3 現代大統領の権力とは何か……………130  
 大統領の立法リーダーシップ 130 大統領個人の  
 人格と能力 132 分割政府のもとの大統領職 132  
 大統領 - 議会関係 133
- 4 現代大統領制の変容……………134  
 ポスト・モダン大統領制の出現か 134 9・11 テ  
 ロ事件と金融危機 136 危機と大統領制 137  
 イデオロギー的分極化の中の大統領 137

---

**第7章 議会** 143

---

- 1 議会と大統領……………144  
 議会の仕組み 144 大統領と議会 146 委員会  
 制 148 議席配分 149 ゲリマンダー 149
- 2 議会指導部……………151  
 議長 151 議会指導部 152 議員集団 153
- 3 議会改革……………154  
 ボス支配 154 ウォーターゲート事件 155 保  
 守主義革命と共和党優位傾向 156 議員構成の変  
 化 156
- 4 立法過程……………158  
 立法の流れ 158 フィリバスター 159 ログロ  
 ーリング 161

---

**第8章 司法の政治的役割** 165

---

- 1 身近な司法と地方自治……………166  
 市民の日常生活に密着した州裁判所 166 メリー

	ランド州の場合	166	裁判所の民主的な人事システム	167	裁判所と世論	168
<b>2</b>	<b>連邦裁判所の政治的機能</b>	169				
	違憲立法審査権	169	違憲立法審査権と連邦政府	170	違憲立法審査権と州・地方政府	172
<b>3</b>	<b>司法の世界と政治の世界のダイナミクス</b>	174				
	裁判闘争と政治運動	174	司法の独立と大統領の政治任命	175		

---

<b>第9章</b>	<b>地方自治と連邦制</b>	183
------------	-----------------	-----

---

<b>1</b>	<b>連邦制を構成している単位</b>	184				
	連邦制と州	184	カウンティ	185	地方自治体	185
<b>2</b>	<b>政府間関係</b>	187				
	なぜ、自治体〈政府〉なのか	187	自治体政府と州政府との関係	189	州政府と連邦政府との関係	190
<b>3</b>	<b>「財政調整なき国家」とは</b>	190				
	州政府と地方政府にみられる財政的自立性	190				
	アメリカ社会の同質性と多元性	192	納税者の不満	193		
<b>4</b>	<b>競争的共存が生み出す戦略的思考</b>	194				
	人を呼び寄せ企業を誘致する戦略	194	招かれざる者	195		

第10章 思想・イデオロギー

205

1 リベラル対保守——アメリカ的イデオロギー対立の構図  
.....206

同じ自由主義の右派と左派 206 改革的リベラリズムの登場 207 人種、文化上の争点とリベラリズム 209 リベラリズムの絶頂期と衰退の萌芽 210

2 現代の保守主義——その形成と発展 .....212

保守主義も自由主義に根をもつ 212 保守主義の再定義とゴールドウォーター運動 213 レーガンの登場と保守主義の体系化 215 道徳的価値と文化的保守主義 217

3 劣勢となったリベラリズムの対応.....219

民主党内のリベラリズムを修正する動き 219  
1990年代にリベラリズムは変わったか 221

4 今日のイデオロギー状況.....223

二次元のイデオロギー地図 223 イデオロギー状況の現状と展望 225 対立の拡大 227

第11章 政治・文化・宗教

231

1 多様性と統合——政治と文化との関係 .....232

自由主義的政治信条の共有 232 「政治文化」とその変容 234 「市民宗教」と統合 235 統合機

能を失った市民宗教	237
<b>2 文化戦争のルーツとしての1960年代</b>	238
文化戦争とは何か	238
今日の文化戦争の特徴	239
1960年代「対抗文化」の出現	240
保守主義者たちの反撃	241
宗教右派の政治参加	242
<b>3 文化戦争の激化した1990年代</b>	243
「多文化主義」に対する保守派の批判	243
クリントン弾劾と文化戦争	244
<b>4 最高裁人事と文化戦争の今後</b>	245
2004年大統領選挙の争点	245
最高裁の人事	247
世俗化の進行と保守主義勢力の抵抗	248
依然として残る文化対立の溝	249

---

<b>第12章</b>	<b>アメリカ政治とマイノリティ</b>	255
-------------	----------------------	-----

---

<b>1 アメリカにおけるマイノリティ集団</b>	256
マイノリティの定義	256
マイノリティと移民	257
アメリカのあるべき姿とは	259
<b>2 マイノリティの政治運動</b>	260
黒人またはアフリカ系アメリカ人	260
キューバ系ヒスパニック	263
メキシコ系ヒスパニック	264
ユダヤ系	265
アラブ・ムスリム	266
<b>3 マイノリティが直面する厳しい現実</b>	267
政府のマイノリティ対策	268
多数派から加えられるヘイト・クライム	268
職をめぐるマイノリティ間での争奪戦	269
人種問題からみるオバマの当選	271
トランプの当選	271

1 伝統と変容	280
弱小国家からの出発と孤立の伝統	280
ウィルソン主義とその遺産	280
冷戦とベトナム	282
2 アメリカ外交の特徴と決定過程, および安全保障政策	283
特徴	283
外交政策の決定過程	285
軍事安全保障政策の流れ	286
3 対日政策と日米関係	289
占領と安全保障条約締結	289
アメリカ側の見方	289
通商と安保	291
異質な国でありながら	292
参照文献一覧	299
事項索引	305
人名索引	312



## ★ Key Word

合衆国憲法をめぐる論争 6 権利の章典 10 ジャクソニア  
ン・デモクラシー 13 「入植」と「移民」 16 1965年移民法  
改正 17 成長を続けるアメリカ経済 27 貧富の格差の国際比  
較 29 貿易摩擦：米日と米中 32 アメリカ軍と政治の關係  
39 文化的帝国主義 41 鉄の三角形 100 争点ネットワ  
ーク 101 政治任用職とキャリア官僚 107 C-SPAN 110  
副大統領の役割 129 偉大な大統領のランキング 131 州の裁  
判官になるには 167 判決名 173 夜警国家 197 社会主  
義の不在 206 ロールズの『正義論』 211 マッカーシズム  
214 リベラル・タカ派 225 コンフォーミティ 232 スク  
ール・パウチャー 244 シビル・ユニオン 246 常備軍への警  
戒感 281 アメリカと国連 284 テロと先制攻撃論 288  
日米安全保障条約のわかりにくさ 290 日米貿易摩擦 291

## Column 一覧 \*\*\*\*

- ① マシンとボス……………22
- ② アメリカの政府（日本との比較）……………46
- ③ 大統領候補者テレビ討論……………73
- ④ 「ハードマネー」と「ソフトマネー」……………94
- ⑤ 公共利益団体の存在……………115
- ⑥ 戦時大統領制……………142
- ⑦ 議員とスタッフ……………164
- ⑧ 司法部の権力について……………180
- ⑨ 各種政府の財政危機への対応……………200
- ⑩ 新保守主義者（ネオ・コンサーバティブ）……………230
- ⑪ 「赤い」諸州と「青い」諸州……………253
- ⑫ 経済のグローバル化とトランプ政権の誕生……………277
- ⑬ ウィルソン主義と新保守主義者……………297

# 1 建国と憲法制定

---

1776年7月4日

1776年7月4日はいうまでもなく「アメリカ」の「独立宣言」が発せられた日である。しかし、これは必ずしも正確な表現ではない。そもそも「アメリカ植民地」なるものは公式には存在せず、13の植民地が別個に存在していたにすぎない。したがって、その日に起こったことは、13個の植民地の独立がなされ、それがまとめて宣言されたことであった。

これが含意することは重大である。この独立によって、13の独立国家が、すなわち13の主権国家が生まれたことになるからである。

たしかにイギリスとの戦争を遂行するために、13「植民地」いや独立国家（独立宣言後は「邦」と訳される）は緊密な協力体制を築かざるをえなかった。まさにその目的で「連合規約」が作成された。しかし、連合規約はあくまで、各邦がその主権・自由・および独立を保持したままの組織であり、最高決定機関である連合議会にしても各邦に対して強制力をもたず、課税権も与えられていなかった。

独立後、多くの邦では不安定な政治状況が続いていた。各邦は三権分立の共和政体を整えたが、それはイギリス国王の圧制に苦しみられた経験から、行政部の権限を制限した立法部優位の統治構造となった。多くの邦の立法部では多額の負債を抱えた小農民を中心とした債務者層が多数派を形成し、紙幣増刷や借金返済猶

予を求める政策を実現し始めた。しかしこれらの措置は、経済の安定を求める人々、とりわけ債権者層に衝撃を与えた。それゆえに彼らの中から、新しい統治構造を模索する人々が登場し始めた。それは何より、立法部の権限を抑制するものでなければならなかった。しかし、各邦単位の対応でそれは可能であろうか。ここで組上<sup>そじょう</sup>に上ったのが、13の邦の上に主権をもつまたく新しい統一国家を樹立することであった。こうして、1787年夏、フィラデルフィアにて憲法制定会議が召集された。

### 憲法制定過程

会議では連合規約の改正でなく、一挙にまったく新しい提案、すなわち新しい政府の樹立が提案された。それが憲法案であった。しかし激しい利害対立のために、合意を成立させるのは決して容易でなかった。

まず人口の多い邦と少ない邦が対立した。それは新しくできる決定機関＝連邦議会の構成をめぐるものであった。大きな邦は人口比例を求め、小さな邦は各邦対等を主張した。そこで、二院制とし、上院では各邦対等（2名ずつ）、下院では人口比例とすることで妥協が成立した。

次に対立したのは、黒人奴隷をめぐる問題であった。といっても、奴隷制の是非を直接争ったわけではない。上で述べたように下院議員の配分は人口比例となったわけであるが、南部の場合、黒人を人口に含めないと、「人口」は約30%少なくなってしまう（当時13邦に存在した黒人奴隷の90%は南部5邦に居住していた）。各邦から2名ずつ送られる上院では、10名対16名で南部が少数派となる。下院でも、もし黒人が人口に算入されないと、南部はさらに少数派となる。そこで、南部は黒人を「人口」に含めることを要求した。むろん、黒人は「奴隷」であるから選挙権も被選



政府でなければならないことにも同意していた。

何より、憲法制定会議で決定されたのは、憲法そのものではなく憲法「案」であった。憲法制定者たちは、新生国家に人民の同意を与える必要について合意していた。そこで各邦ごとに人民の代表が賛否を決定し、13の邦のうち9邦が賛成した時点で、アメリカ合衆国は発足することとされたのである。

当時、苦勞してようやくイギリスから独立を達成したのに、なぜ再び屋上屋を重ねるがごとく邦の上に政府を作る必要があるのかと、疑う声がかわめて強かった。要するに、批准されるかどうか、必ずしも樂觀できなかつたのである。したがって、憲法制定者たちは少しでも批准されやすいよう、憲法案に最大限の工夫を凝らす必要があつた。これが、まさに保守派が急進派に対して行った妥協である。

この結果、憲法案で描かれたアメリカ合衆国政府（連邦政府）は、きわめて限定された権限のみを行使するものとされ、ほとんどの権限は既存の邦政府ないし人民に留保されること（連邦制）、また合衆国政府が専制的になることを防ぐために、新政府の権限を厳格に司法・立法・行政の3部門に分けることなどが規定されたのである。

## 2 アメリカ合衆国憲法の基本原理

---

連邦制と  
「明示された権限」

アメリカ合衆国憲法にはいくつかの独自の特徴が存在する。

第1は連邦制である。今日、ロシアな

ど連邦制の国は他にも存在するが、アメリカの連邦制は最も徹底した形態をとっている。国の基本法（憲法）で連邦政府の権限を軍事・外交などに厳しく限定しており、その他の権限は州政府または人民に留保される。その結果、民法・刑法・商法・選挙法などの制定は州政府の権限となり、州ごとに多様な制度ができあがることになった。

第2は、「明示された権限」という原則である。これは、連邦政府は合衆国憲法において、これができると明示的に許可されたことのみを行う権限をもつ、と考える原則である。具体的には第1条第8節において、連邦議会の権限として、1項から18項まで列挙してある。たとえば、国債の支払、共同の防衛、租税等の賦課徴収、関税、通商、帰化、貨幣鑄造、特許、郵便、戦争、軍隊などである。このようにわざわざ列挙したのは、ここに記された事項に連邦政府の権限を限定するためであった。アメリカ合衆国政府が、ヨーロッパの絶対主義における政府観ときわめて異なる政府観に立脚していたことは明らかであろう。

#### 権力の分立

第3は、権力の分立である。まず州政府との関係で連邦政府の権限を厳しく限定したうえで、それをさらに、司法・立法・行政に分割して専制を防ぎ、州や人民の脅威にならないようにしている。しかもアメリカでの権力分立は、議院内閣制の日本やイギリスよりもはるかに徹底した分立制となっている。

憲法制定者はイギリスの混合政体（国王、貴族、平民の見解と利益がそれぞれ行政権、貴族院、庶民院に代表され、相互に抑制される）を参考にしつつ、身分制なきアメリカの共和政体のもとで、さまざまな工夫を凝らしている。大統領は国民が選出した大統領

選挙人（社会的エリートであることが予想された）が選出し、上院議員は州議会が、下院議員は一般国民が、そして裁判官は大統領の指名と上院の同意というかたちで、選出基盤をすべて異なるものになっている（ただし上院議員は1913年から直接選挙となった）。

そもそも各邦の立法部の独走を抑制する制度を創設することが重要な目的の一つであったため、連邦政府においても立法部に対する抑制装置を置くことには多くの注意が払われた。大統領を議院内閣制のように立法部による選出とせず、議会から独立した国民的基盤を与えたのはその一つの現れであった。次に述べる拒否権もその例である。そして、行政権は大統領に与えられた。

他方で、立法権は議会に与えられた。この意味も、議院内閣制と比べると非常に厳密である。すなわち、大統領・内閣・行政部には法案提出権がない。予算も同様である。これらすべてについて、提案できるのは議員のみである。立法との関係で大統領に与えられている権限は、議会に対して教書を送る（読む）こと、そして議会が可決した法案に対して拒否権を発動できること、の2つに限定されている。ただし、議会は3分の2の特別多数で可決することで拒否権をくつがえすことができる。

議員は行政部の職に就くことはできない。議員と閣僚の兼任もできない。

議会上院には、政府高官と裁判官について同意を与える権限が付与され、条約については3分の2の特別多数で批准する権限をもつ。議会にはさらに大統領と裁判官に対する弾劾裁判を行う権限が与えられ、有罪判決によって解職とすることができる。また予算や法律、国政調査権の発動などによって、行政部を監督することもできる。

司法権は連邦裁判所に帰属する。三権分立の観点から最も重要なのは、違憲立法審査権である。これは法律に対して違憲判決を下す権限である。ただし、行政府に対して命令することもでき、また州の立法に対して行使されることもある。裁判官は大統領の指名と上院の同意によって任命される。任期は終身であり、日本のような定年制はない。

**憲法修正条項について：権利の章典**

このようにさまざまな専制政治への防御を組み込んだ憲法案であったが、それでも反対論は依然強力であった。その理由の一部は、憲法案にいわゆる「権利の章典」（人権保障規定）が欠如しているためであった。いくつかの州は「権利の章典」を付け加えることを条件に批准した。結局、理屈より数の力で「権利の章典」は付け加えられることになった。

これ以外の修正では、奴隷制の廃止（修正第13条、1865年）、平等条項（修正第14条、1868年）、禁酒（修正第18条、1919年、1933年に廃止）、女性参政権（修正第19条、1920年）などが重要である。

ちなみに修正の方法は、連邦議会両議院の3分の2の多数、あるいは3分の2の州の州議会からの請求があり、それが4分の3

★ 権利の章典

合衆国憲法の批准成立は1788年であるが、修正第1条から第10条までが「権利の章典」として加わった。1791年にすべて確定している。

具体的には、修正第1条において国教樹立の禁止、信教・言論・出版の自由、集会と請願の権利、第2条で民兵制度と武器携帯の権利が規定されている。具体的な規定ではないが、修正第10条は重要である。「本憲法によって合衆国に委任されず、また各州に対して禁止されなかった権限は、各州それぞれにまたは人民に留保（reserve）される」。簡明快な文章によって、アメリカ合衆国憲法の特徴を自ら述べているのである。



の州によって承認されたとき、憲法修正として成立する。他に例をみないほど厳格な修正規定であるが、これまで24の修正が行われてきた。ただし、男女平等修正案(ERA: Equal Rights Amendment)のように、大きな注目と支持を集めながら、4分の3の州の賛成までわずかに足りず、不成立となった例もある(1982年に不成立確定)。

### 3 民主主義の民主化

---

#### 入植と新社会の建設

植民地時代のアメリカには、長子相続制など封建的諸制度も残存していた。しかし、既成の封建的秩序が存在しない空間において、ヨーロッパと異なる現象が展開したことも確かである。フランスからの移住者クレヴクールは、ヨーロッパにいたときは欠乏と飢餓と戦争とに苛まれていたが、北アメリカに「移植」されたおかげで、かつては「貧民」でしかなかった者が、ここでは「市民」の地位を占めている、と述べている。

重要な点は、イギリス人らが入植した時点で、北アメリカ大陸には既成の封建主義ないし絶対主義的秩序が存在しなかったことである。また入植も、イギリス国王の命令によるものではなく、むしろそれに反逆した個人主義的・近代的な人々によって行われた。

アメリカに来たイギリス人らは先住民への搾取ではなく、入植を目的としていた(中南米に入ったスペイン・ポルトガルとの違い)。彼らは自分たちの価値観に沿って新しい社会を作ろうとした。国

## ● 事項索引 ●

### アルファベット

CEA →経済諮問委員会  
C-SPAN 110  
CTBT →包括的核実験禁止条約  
DHS →国土安全保障省  
ERA →男女平等修正案  
FECA →連邦選挙運動法  
GATT →関税及び貿易に関する一般協定  
ICC →国際刑事裁判所  
IMF →国際通貨基金  
INF →中距離核戦力(全廃条約)  
NAFTA →北米自由貿易協定  
NATO →北大西洋条約機構  
NEC →国家経済会議  
NIEO →新国際経済秩序  
NRA →全米ライフル協会  
NSC →国家安全保障会議  
OMB →行政管理予算局  
PAC →政治活動委員会  
SALT →戦略兵器制限交渉  
SDI →戦略防衛構想  
START →戦略核兵器削減条約  
TPP →環太平洋パートナーシップ  
TVA →テネシー-渓谷開発公社  
USTR →合衆国通商代表部  
WASP →ワスプ

### あ 行

愛国法 268  
アイデンティティ・ポリティクス  
260

アフーマティブ・アクション →積極的差別是正措置  
アフリカ系アメリカ人(黒人) 16,  
168, 172, 173, 175, 209, 259-261, 267-  
271  
アーミテージ・レポート 292  
「アメリカ家族計画」 42  
アメリカ企業公共政策研究所 106  
『アメリカ自由主義の伝統』 233  
アメリカ的生活様式 259  
「アメリカとの契約」 68, 79, 155  
アメリカニズム 232  
アメリカン・ドリーム 28  
委員会 148, 154, 155, 159  
——スタッフ 164  
——政治 148  
違憲立法審査権 10, 170, 172, 180  
「偉大な社会」改革 210  
移民 16, 17, 22, 29, 256, 257, 268  
アジア系—— 17, 259, 269  
アラブ系—— 266, 269  
キューバ系—— 263  
メキシコ系—— 260, 264  
ユダヤ系—— 15, 257, 265, 266  
移民法 16, 259  
——改正 17, 256, 257  
イラク戦争 43, 60, 62, 68, 136, 142,  
245, 284, 297  
インターネット選挙運動 58  
院内幹事 152, 153  
院内総務 152  
ヴァーナム対ブライアン事件判決  
169  
ウィルソン主義 281, 297  
ウォーターゲート事件 83, 109, 155,

235  
ウォール街占拠運動 227  
ウォーレン・コート 172  
大型減税 102, 216, 218, 222  
大きな政府 230  
沖縄米軍基地 289  
オーバーゲフェル判決 173, 249  
オバマケア 138  
オフショアリング 277  
オールド・ライト 213-215, 217

か 行

改革党 79  
下院 144, 149, 159  
カウンティ 166, 167, 185, 186, 188,  
192, 194  
—政府 185  
革新主義 13, 96, 207  
—運動 96  
核のない世界 288  
課税権 188, 189  
合衆国銀行特許法 123  
合衆国憲法 6, 7, 10, 52, 120, 190, 212,  
236  
合衆国通商代表部 (USTR) 130  
家庭裁判所 167  
カトリック 15, 16, 236, 241  
環境防衛基金 98  
環境保護運動 25, 97, 240  
環境保護政策 26, 105  
環境保護団体 87, 105, 108, 115  
環境保護法 104, 175  
関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)  
32  
環太平洋パートナーシップ (TPP)  
34  
官僚制 13, 14, 106, 107  
議員スタッフ 164  
議員総会 153  
議院内閣制 8

議員連盟 153  
議会 →連邦議会  
—改革 154, 155  
—指導部 152, 153  
—選挙 66, 67, 70  
機会の平等 230  
議事運営委員会 148, 154  
規制緩和 102, 216, 218  
北大西洋条約機構 (NATO) 37  
キャリア官僚 106, 107, 285  
9・11 テロ事件 38, 59, 136, 142, 245,  
269, 282, 288, 292  
行政管理予算局 (OMB) 130  
行政部 4, 9, 14, 15, 46, 100, 106, 172,  
187, 286  
共同体主義 (者) 220  
京都議定書 26, 284  
共和主義思想 230  
共和政 4, 6, 39, 281  
共和党 25, 27, 31, 33, 34, 38-40, 62, 64,  
77-80, 84, 99, 101, 115, 132, 151, 152,  
155, 176, 190, 209, 214, 216, 217, 219,  
224, 226, 230, 239, 241, 248, 263, 297  
—保守派 222, 241, 244  
キリスト教右派 →宗教右派  
キリスト教原理主義 217  
キリスト教保守派 →宗教右派  
キリストのための学生十字軍 41  
禁酒法 239  
緊張緩和 (デタント) 外交 282  
クリスチャン・コアリション 242  
グローバリゼーション 34, 43  
グローバル・パワー 285, 292  
郡 →カウンティ  
軍事委員会 149  
軍事大国 282, 283, 292  
軍事費 36, 38  
経済諮問委員会 (CEA) 130  
経済的帝国主義 27, 28  
結果の平等 230  
ケーブルテレビ 109

ゲリマンダー 150, 172  
現代リベラリズム 210, 211, 221  
憲法案 5-7, 10  
憲法修正条項 10  
憲法制定会議 5, 7  
権利の章典 10  
権力の分立 8  
公共善 220, 222  
公共利益団体 115  
公民権運動 53, 96, 97, 175, 240, 259  
公民権法 25, 96, 97, 132, 172, 174, 190,  
209, 210, 261, 265, 268  
コーカス 153  
顧客政治 103  
国益中心主義 282, 283  
国際刑事裁判所 (ICC) 284  
国際通貨基金 (IMF) 32, 42  
国際的宗教自由法 284  
国際連合 281, 284, 297  
国際連盟 281, 284, 297  
黒人 → アフリカ系アメリカ人  
黒人差別 52, 104, 261, 271  
国土安全保障省 (DHS) 288  
国民皆保険 220  
個人献金 88  
国家安全保障会議 (NSC) 130  
国家経済会議 (NEC) 130  
国家元首 121-123, 131  
国家性の欠如した国家 15  
固定資産税 188  
5分の3条項 6  
コミュニタリアン → 共同体主義 (者)  
コモンコース 115  
孤立主義 280, 281, 283  
コンフォーミティ 232

さ 行

財政赤字 216, 220  
財政均衡主義 201, 217  
歳入委員会 149

裁判所  
州—— 166-168  
巡回—— 166  
地区—— 167  
『ザ・フェデラリスト』 76  
サブプライムローン問題 62, 200  
サブライサイド理論 216  
サラダボウル社会 259  
三権分立制度 175, 180  
三振法 195  
シエラクラブ 42, 87, 108  
支持なし層 69, 83  
シティ・マネージャー 187  
シニオリティ・ルール 148, 154, 155  
シビル・ユニオン 246  
司法積極主義 180  
司法部 15, 172, 175, 180  
市民運動 240  
市民宗教 236  
使命感外交 281, 283  
社会主義 18, 19, 28, 101, 206, 207  
社会的争点 102  
社会民主主義 19, 31, 208  
ジャクソニアン・デモクラシー 13  
州議会 184  
宗教右派 99, 114, 217, 224, 230, 242,  
245-247, 249  
宗教保守勢力 284  
自由主義 206, 207, 212, 213, 232-235  
州政府 184, 185, 189, 191  
集団的自衛権 276  
自由貿易 (主義) 32-34, 36, 42, 285  
自由貿易協定 33, 34  
自由貿易政策 220  
自由放任主義 25, 216  
準地方自治体 186  
小委員会 155, 159  
上院 144, 149, 161  
——議長代理 151  
小選挙区制 50  
ショウ対レノ判決 150

常備軍 281  
消費者保護運動 97, 100, 175, 240  
消費者保護団体 87, 115  
消費者保護法 104  
条約批准 (同意) 権 145, 285  
女性解放運動 240  
女性参政権 10, 14, 52  
女性の政界進出 157  
新移民 16, 257  
進化論教育 100  
信教の自由 236  
シンクタンク 38, 105-107, 110, 286  
シングル・イシュー・ポリティクス  
175  
人権外交 283  
人工妊娠中絶 42, 98, 100, 102, 115,  
173, 220, 241, 243, 247, 249, 284  
——の禁止 230  
——の権利 238, 241  
——反対運動 217, 241  
新国際経済秩序 (NIEO) 27  
人事同意権 (大統領指名人事の承認権)  
144, 146, 151  
人種差別 104, 209  
人種的ゲリマンダー 150  
人種のるつば 259  
人種分離法 173, 200  
新保守主義 (ネオ・コンサーバティ  
ブ) 242  
——者 218, 225, 230, 297  
新連邦主義 170, 190  
スクール・バウチャー 243, 244  
スタグフレーション 215  
『正義論』 210  
政治活動委員会 (PAC) 89  
政治資金規制 89, 94  
政治任用職 106-108, 285  
政治のインフラストラクチャー 110  
政治文化 234, 235  
製造物責任法 175  
政党 13, 19, 68, 69, 76, 79, 81-85, 94,

151, 168  
政党帰属意識 69  
政党と裁判所の国家 15  
政府間関係 184, 187  
世界銀行 42  
世界貿易機構 (WTO) 42  
世俗化 235, 237  
積極的差別是正措置 (アフーマティ  
ブ・アクション) 98, 230, 262  
選挙運動委員会 153  
選挙区割り 149  
選挙権 52, 53  
戦時大統領制 136, 142  
戦争権限法 134  
全米ライフル協会 (NRA) 87, 189  
全米歴史教育基準 243  
戦略核兵器削減条約 (START) 39  
新—— 288  
戦略兵器制限交渉 (SALT) 287  
戦略防衛構想 (SDI) 287  
相互確証破壊理論 287  
創造的連邦主義 190  
争点ネットワーク 101, 100  
祖父条項 52  
ソフトパワー 43  
ソフトマネー 89, 94

## た 行

第一次世界大戦 280, 287  
大気清浄法 104  
対抗文化 209, 210, 217, 230, 240, 244  
大統領行政府 126, 127, 129, 130  
大統領行政補佐官 127  
大統領拒否権 121, 123, 134, 159  
大統領候補テレビ討論 57, 80  
大統領首席補佐官 127, 128  
大統領職 120-122, 125, 127, 131, 133  
大統領制 120, 146  
現代—— 125, 126, 130, 134, 135,  
136

ポスト・モダン—— 134, 136  
大統領選挙 13, 50, 51, 54, 55, 58, 69, 79, 94  
大統領選挙人 8, 13, 14, 54, 55, 120  
大統領弾劾制度 147  
「大統領の犯罪」 155  
大統領補佐官 126  
第二次世界大戦 281, 282, 287  
タウンシップ 186  
多国籍企業 41-43  
多数派の政治 103  
多文化主義 241, 243, 259  
タマニーホール 22  
単一争点運動 101  
男女平等修正案 (ERA) 11  
単独行動主義 284  
小さな政府 27, 28, 170, 190, 193, 214, 215, 218, 219, 223, 226, 233  
地方自治体 167, 185-187, 189, 193, 194, 197  
地方政府 31, 184, 186, 187, 191  
茶会 (ティーパーティー) 運動 64, 68, 69, 79, 227  
中間選挙 50, 51  
中距離核戦力 (INF) 全廃条約 39  
中絶 →人工妊娠中絶  
調査報道 109  
通商ならびに競争力に関する包括法 →包括的通商法  
通商問題 284  
帝王的大統領 133  
ディオンの法則 185  
鉄の三角形 99, 100, 103  
テネシー渓谷開発公社 (TVA) 46  
テレビ・キャンペーン 57, 58, 70, 88, 110  
同時多発テロ →9・11 テロ事件  
同性愛者の権利 100, 102, 220, 243  
同性婚 97, 245, 247, 249  
党全国委員会 81  
投票権法 97

特別検察官制度 134  
独立宣言 4  
ドッド・フランク法 139  
ドメスティック・パートナーシップ制度 246  
奴隷解放宣言 52  
奴隷制 5, 10, 52, 77, 261

## な 行

ナイ・イニシアティブ 291  
『ナショナル・レビュー』 214  
南北戦争 14, 16, 77, 86  
二院制 5  
二元代表制 146  
日米安全保障共同宣言 291  
日米安全保障条約 37, 289, 290, 294  
入植 11, 16  
ニューディール (改革) 46, 77, 78, 124, 126, 128, 208, 212, 222  
ニューディール政策 97  
ニューディール立法 170  
ニューディール連合 77, 78  
ニューデモクラット 34, 138  
ニュー・パブリック・マネジメント (NPM) 192  
ニュー・ポリティクス 98, 240  
ニュー・ライト 21, 217  
ネイティブ・アメリカン 15, 258, 262  
ネオ・コンサーバティブ →新保守主義  
ネガティブ・キャンペーン 57  
納税者の反乱 215

## は 行

胚性幹細胞研究 243  
パウエル・ドクトリン 39  
パーソナル・ボート 69  
ハードマネー 94  
反共主義 213  
反テロリズム法 267, 268

ヒスパニック (ラティーノ) 17, 53,  
243, 257, 259, 261, 263, 264, 270  
貧困対策 25, 26  
「貧困との戦い」 25  
貧富の格差 28  
フィリバスター 161  
封じ込め政策 281  
フェデラリスト党 76  
フェミニスト運動 241  
「フォーカス・オン・ザ・ファミリー」  
41  
福音主義 41  
福祉国家 25, 206  
副大統領 151  
「2つのアメリカ」 60, 62  
普通選挙 12, 17  
ブッシュ・ドクトリン 288  
ブラウン対トピカ教育委員会事件判決  
173, 174  
ブラハ演説 63  
フリーライダー 104, 115  
ブルッキングス研究所 106  
ブレトンウッズ体制 32, 285  
プロチョイス派 242, 244  
プロテスタント 16, 62, 235, 237, 241,  
256  
プロライフ派 242  
フロンティア社会 12  
文化革命 240  
文化戦争 181, 238, 239, 241, 242, 245,  
249  
分割政府 134, 145, 159, 176  
文化的帝国主義 0, 41  
分極化 138  
「分断されたアメリカ」 60  
文民統制 39  
米中ビジネス評議会 35  
ヘイト・クライム 267, 268, 270  
ベトナム系アメリカ人 263  
ベトナム戦争 26, 39, 58, 78, 109, 133,  
142, 209, 225, 235, 240, 282, 297

ヘリテージ財団 106  
貿易摩擦 32, 33  
日米—— 291  
包括的核実験禁止条約 (CTBT) 284  
包括的通商法 33, 291  
北米自由貿易協定 (NAFTA) 33, 34  
保護主義 31-33, 35  
保守主義 67, 212-218, 223, 226, 230  
道徳的—— 218  
文化的—— 217, 238, 241, 247  
保守主義革命 67, 78, 155  
保守的機会の会 78, 153  
保守派 96, 98, 101, 109, 111, 206-209,  
212, 216, 237, 241, 243, 244, 284  
文化的—— 243, 246, 248  
ボス 18, 22, 82  
ポピュリスト 224  
ポピュリズム 207, 230  
右翼—— 207  
左翼—— 207  
ボランティア 83  
ホワイトハウス・オフィス 126, 127

## ま 行

マイノリティ 53, 61, 151, 156, 266-  
269, 272  
マイノリティ多数派選挙区 →マジョリ  
ティ・マイノリティ選挙区  
マケイン=ファインゴールド法 89,  
94  
マジョリティ・マイノリティ選挙区  
151, 157, 172  
マシーン 18, 22, 82  
マッカーシズム 213, 214  
マナー・コミッティ 148, 155  
ミサイル防衛 288  
緑の党 79, 86  
民主党 15, 19, 22, 25, 27, 31, 33, 34, 39,  
55, 60, 62, 64, 67, 77-80, 84, 98, 101,  
102, 115, 128, 172, 176, 209, 211, 220,

221, 224, 226, 239, 264, 266, 297  
民主党指導者評議会 (DLC) 220  
ムスリム 266, 268, 269  
メイフラワー誓約 12  
モラル・マジョリティ 242  
モンロー宣言 280

## や 行

夜警都市 197  
有権者登録 53, 81  
ユダヤ教 16, 62, 236  
要扶養児童家庭への生活支援 (AFDC)  
26  
予算教書 146  
予備選挙 13, 55, 69, 82, 96

## ら 行

ラティーノ →ヒスパニック  
利益集団 6, 85, 86, 89, 99, 148  
利益団体 87, 154, 174, 286  
利益団体政治 103  
理想主義外交 281  
立法権 120, 134, 146, 151, 159, 189  
立法部 4, 5, 9, 12, 187  
リバタリアニズム 206  
リバタリアン 223  
リパブリカン党 76  
リベラリズム 67, 206, 208, 214, 219,  
221, 225, 226  
偉大な社会—— 210  
改革的—— 208, 210  
権利基盤の—— 210, 240  
古典的—— 208  
社会文化的—— 222  
ニューディール・—— 210, 240  
文化的—— 217, 240  
リベラル政策綱領 221  
リベラル・タカ派 225  
リベラル派 34, 101, 110, 111, 206,

210-212, 215, 218-222, 225, 226, 230,  
237, 243  
経済的—— 209  
ネオ・—— 219, 220  
文化的—— 209, 238  
両院協議会 159  
猟官制 13, 14, 82  
冷戦 281, 282, 287, 291, 293  
レーガノミックス 216  
レーガン主義 (レーガニズム) 218,  
219  
レーガン・デモクラット 78  
レーガン連合 217  
レファレンダム 13, 96  
レンキスト・コート 247  
連邦議会 5, 8, 122-125, 130, 132, 135,  
136, 144, 146, 158, 285  
——議長 151  
連邦最高裁判所 15, 172, 175, 177, 217,  
241, 244, 248, 249  
——判事 248  
連邦裁判所 10, 166, 169, 170, 172, 174,  
180  
——裁判官 168, 175  
連邦制 6, 7, 81, 184, 185  
連邦政府 8, 14  
連邦選挙運動法 (FECA) 89, 94  
労働組合 19, 20, 27, 28, 33, 35  
ログローリング 161  
ロー対ウェイド事件判決 173, 175,  
241, 244, 247  
ロビイスト 38, 87, 88, 148  
ロビー (ロビイスト) 活動 87, 174,  
266  
  
わ 行  
ワシントン海軍軍縮条約 39  
ワスプ (WASP) 14, 16, 236, 256, 257  
湾岸戦争 269, 282



## ● 人名索引 ●

### ア 行

- アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 78, 127, 128, 132, 148, 177, 214  
 アダムス (Sherman Adams) 127  
 アダムス (John Adams) 76, 129  
 アダムズ (John Quincy Adams) 76  
 アーモンド (Gabriel A. Almond) 234  
 アリート (Samuel A. Alito, Jr.) 248  
 ヴァーバ (Sidney Verva) 234, 235  
 ウィルソン (Woodrow Wilson) 124, 131, 280, 281, 297  
 ウィルソン (James Q. Wilson) 102  
 ウォーレン (Earl Warren) 172, 176  
 オコーナー (Sandra D. O'Connor) 248  
 オバマ (Barack H. Obama, Jr.) 40, 58, 62-65, 83, 88, 137-139, 146, 148, 153, 155, 177, 226, 227, 248-250, 253, 262, 267, 271, 272, 283, 288

### カ 行

- カストロ (Fidel Castro) 263  
 カーター (Jimmy Carter) 128, 138, 217, 283  
 キッシンジャー (Henry Kissinger) 129, 282  
 キャノン (Joseph G. Cannon) 151  
 キング (Martin Luther King, Jr.) 97, 175  
 ギングリッチ (Newt Gingrich) 67, 78, 79, 151, 152, 154, 155, 164

- クリントン, B. (William J. Clinton) 27, 32, 39, 67, 79, 129, 135, 136, 138, 147, 220-222, 244, 245, 268, 291  
 クリントン, H. (Hillary R. Clinton) 35, 54, 62, 65, 66, 245, 273  
 クルーズ (Rafael E. Cruz) 65  
 クレヴクール (Michel de Crèvecoeur) 11  
 ケーガン (Elena Kagan) 248  
 ゲッパート (Richard Gephardt) 152  
 ケネディ (John F. Kennedy) 73, 78, 127, 128, 131, 132, 138, 297  
 ケリー (John Forbes Kerry) 58, 60, 245  
 ゴア (Al Gore) 58-60, 73, 80, 129, 253  
 ゴールドウォーター (Barry Goldwater) 214, 215, 217

### サ 行

- サーモンド (Strom Thurmond) 161  
 サンダース (Bernard Sanders) 65, 85  
 ジェファソン (Thomas Jefferson) 76, 131  
 ジャクソン (Andrew Jackson) 13, 14, 77, 123, 131  
 シュワルツェネゲル (Arnold A. Schwarzenegger) 200  
 ジョーンズ (Charles O. Johns) 134  
 ジョンソン (Lyndon B. Johnson) 55, 78, 127, 131-133, 138, 142, 210, 214, 282  
 スカリア (Antonin G. Scalia) 248

スコロウネク (Stephen Skorownek) 15  
スーター (David H. Souter) 248  
ソトマイヨール (Sonia Sotomayor) 176, 248  
ゾンバルト (Werner Sombart) 18

## タ行

チェイニー (Richard B. Cheney) 129  
ディレイ (Tom Delay) 152  
ディーン (Howard Brush Dean III) 58  
デューイ (John Dewey) 208  
トクヴィル (Alexis de Tocqueville) 236  
ドブソン (James Dobson) 41  
トーマス (Clarence Thomas) 157  
トランプ (Donald J. Trump) 35, 54, 65, 66, 68, 85, 112, 272, 273, 289  
トルーマン (Harry S. Truman) 78, 131, 138, 213, 297

## ナ行

ニクソン (Richard M. Nixon) 73, 78, 84, 128, 155, 211, 282, 287  
ニュースタッド (Richard E. Neustadt) 131  
ネーダー (Ralph Nader) 79, 80, 87, 98

## ハ行

パークス (Rosa Parks) 175  
ハーツ (Louis Hartz) 212, 233  
バックリー (William F. Buckley, Jr.) 214  
ハミルトン (Alexander Hamilton) 6, 76

ハンチントン (Samuel Huntington) 97, 233  
ファルウェル (Jerry Falwell) 242  
ブキャナン (Patrick Joseph Buchanan) 238  
ブッシュ, G. H. W. (George H. W. Bush) 79, 157, 159, 176, 220, 238  
ブッシュ, G. W. (George W. Bush) 34, 58-60, 73, 79, 98, 111, 129, 136, 137, 142, 176, 225, 226, 230, 237, 245-247, 253, 268, 282, 284, 292, 297  
ブッシュ, J (John E. Bush) 65  
ベイナー (John Boener) 152, 153  
ヘクロー (Hugh Hecló) 101  
ペロー (Ross Perot) 79, 80  
ペロシ (Nancy Pelosi) 152, 153

## マ行

マクガバン (George McGovern) 78, 211  
マケイン (John S. McCain III) 58, 62  
マーシャル (Thurgood Marshall) 157  
マッカーシー (Joseph McCarthy) 214  
マディソン (James Madison) 6  
モンロー (James Monroe) 280

## ラ行

ライアン (Paul D. Ryan, Jr) 64, 153  
ライシュ (Robert B. Reich) 219  
リード (John Reed) 242  
リンカーン (Abraham Lincoln) 52, 123, 142  
レーガン (Ronald Reagan) 26, 27, 78, 96, 98, 107, 132, 138, 190, 216-219, 221, 230, 242, 282, 287, 297  
レンキスト (William H. Rehnquist)

247			
ローヴ (Karl Rove)	245	ロムニー (Willard M. Romney)	64
ローズヴェルト, F.D. (Franklin D. Roosevelt)	77, 78, 124, 125, 128, 130-132, 137, 142, 171, 208	ロールズ (John Rawls)	210, 211, 222
ローズヴェルト, T. (Theodore Roosevelt)	124, 131		
ロバーツ (John Roberts)	247	<b>ワ 行</b>	
ロバートソン (Pat Robertson)	242	ワシントン (George Washington)	76, 122, 131, 280

アメリカ政治〔第3版〕

*Politics and Government  
in the United States, 3rd ed.*

ARMA



有斐閣アルマ

2006年10月15日 初版第1刷発行  
2010年3月25日 新版第1刷発行  
2017年3月25日 第3版第1刷発行

著者 久保文明  
砂田一郎  
松岡泰  
森脇俊雅  
発行者 江草貞治  
発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051  
東京都千代田区神田神保町 2-17  
電話 (03)3264-1315〔編集〕  
(03)3265-6811〔営業〕  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・株式会社精興社／製本・大口製本印刷株式会社

© 2017, F. Kubo, E. Sunada, Y. Matsuoka, T. Moriwaki. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替いたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-22084-3

**JCOPY** 本書の無断複写（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。